

# 山梨県公報

第二千四百三十号

平成二十六年

七月七日

月 曜 日

## 目次

- 道路の区域変更……………三九一  
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………三九一

## 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三九一  
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三九二  
○平成二十六年度行政書士試験の実施……………三九二  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………三九六  
○平成二十六年度クリーニング師試験の実施……………三九九  
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………四〇〇

## 告 示

### 山梨県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十六年七月七日

- 一 道路の種類 県道  
二 路 線 名 笛吹市川三郷線  
三 道路の区域

山梨県知事 横 内 正 明

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
西八代郡市川三郷町上野字川浦官有無番地	旧	六・七	一七・八

先から  
西八代郡市川三郷町上野字川浦五八二番の  
五地先まで

新	九・六	一七・八
九・一	一一・九	

### 山梨県告示第二百九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。  
平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	身延線	南巨摩郡身延町身延字町方三六九二番の一地先から 南巨摩郡身延町身延字西谷三五六七番地先まで

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二十五日  
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人なんぶ里山研究会  
2 代表者の氏名 市川 巖  
3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡南部町南部八千三百九十二番地  
4 定款に記載された目的  
この法人は、高齢化の進む南部町において、荒廃した山林や里山及び農地の再生、

保全を実現し、かつての癒しと活力ある地域を取り戻すことを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年七月一日から同年八月三十一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨県ひとり親家庭自立支援センターひとり親ネット  
2 代表者の氏名 佐野 臣功

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目四番二号  
4 定款に記載された目的

この法人は、ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭の支援に関する事業を行い、ひとり親家庭のみならず県民全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年七月一日から同年八月三十一日まで

● 平成二十六年年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年七月七日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

1 試験期日 平成26年11月9日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所 甲府市酒折2-4-5 山梨学院大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会 情報通信・個人情報保護 文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。平成26年9月5日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式

配布場所については、オを御覧ください。

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

a 配布期間 平成26年8月4日(月)から同月29日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次の宛先まで郵便で請求してくだ

さい（平成26年8月29日必着のこと。）。

- b 名称等 一般財団法人行政書士試験研究センター  
宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

(イ) 窓口配布

- a 配布期間 平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで  
b 配布場所 次の表に掲げる場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部私学文書課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30～ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎		
山梨県庁西別館1階	甲府市丸の内1-8-17 山梨県庁西別館1階	8:30～ 17:00	土日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注) 備考欄に注意書がある場所を除き、土曜日及び日曜日は配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 顔写真の画像データ（幅3：高さ4の割合のもの）を用意してください。

(イ) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）は、出願画面の指示に従って、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

(エ) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

(オ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しません。

#### ウ 受付期間

(ア) 平成26年8月4日(月)午前9時から同年9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成26年9月2日午後5時で終了します。同時刻までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(平成26年9月2日)は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

#### (3) 連絡先(問い合わせ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

#### 5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方は、事前に申請の手続きが必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへ御相談ください。

#### 6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成27年1月26日(月)午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び  
 第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
大富士株式会社	スマイル調剤 薬局	山梨県甲府市国母七 丁目五番三十三号	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	平成二十六 年三月一日
同	富士桜調剤薬 局	山梨県富士吉田市中 吉田三丁目二番十九 号	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	同
同	ゆず調剤薬局	山梨県富士吉田市中 吉田五丁目九番八号	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	同
山梨医療セン ター企業団 体	山梨医療セン ター企業団市 川三郷病院	山梨県西八代郡市川 三郷町市川大門四百 二十八番地一	介護予防訪問リ ハビリテーション （みなし） 通所リハビリテ ーション（みな し） 訪問リハ ビリテーション （みなし）	平成二十六 年四月一日
同	山梨医療セン	山梨県南巨摩郡富士	介護予防居宅療	同

同	同	同	同	同
富士川病院併 接介護老人保 健施設サンプ ユーフじかわ	市川三郷病院 併設介護老人 保健施設ケア センターいち かわ	山梨県西八代郡市川 三郷町市川大門四百 十六番地	介護予防短期入 所療養介護（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護老 人保健施設 短 期入所療養介護 （みなし） 通 所リハビリテー ション（みなし）	同
山梨県南巨摩郡富士 川町鯉沢三百四十番 地一	同	同	介護予防短期入 所療養介護（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし）	同

株式会社アイ	磯山 勝男		津久井 大介	同
アイセイ薬局	磯山医院		芦澤内科小児科医院	富士川病院併設居宅介護支援センター
山梨県笛吹市石和町	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地百六		山梨県甲斐市玉川百五十九番地一	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢三百四十番地一
介護予防居宅療	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	訪問看護(みなし)	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	居宅介護支援
同	同		同	同

ふうがヘルス	同	有限会社栄進ケアサービス	社会福祉法人百葉の会	合同会社あゆみ	社会福祉法人恵信福祉会	社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	有限会社グアイ	株式会社ヴァティー	合同会社カンナ	株式会社カンナ	株式会社ヴァティー	セイエ薬局	笛吹店	四日市場二千三十一番地三十八	養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	
梨樂ふうが都	ケアパーム凜	居宅介護支援事業所凜	デイサービスセンター百葉南部の郷	訪問介護事業所あゆみ	サポートセンターサテライトロジェ	桃源荘短期入所施設	山梨県山梨市一町田中百五十五番地	山梨県甲府市武田三丁目三番八号	ケアステーションあさひ甲府	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	居宅介護支援事業所カンナ	山梨県甲府市中小河原町三百四十一番地一	山梨県甲府市武田三丁目三番八号	山梨県甲府市武田三丁目三番八号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	居宅介護支援
山梨県都留市つる一	山梨県中巨摩郡昭和町押越千七百番地	山梨県中巨摩郡昭和町押越千七百番地	山梨県南巨摩郡南部町南部八千五十八番地一	山梨県南巨摩郡身延町常葉八百九番地	山梨県山梨市落合四百六十四番地一	山梨県山梨市一町田中百五十五番地	山梨県山梨市一町田中百五十五番地	山梨県甲府市武田三丁目三番八号	山梨県甲府市中小河原町三百四十一番地一	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号	山梨県甲府市湯村三丁目十九番四十六号
介護予防通所介	介護予防訪問介護	居宅介護支援	介護予防通所介護	介護予防訪問介護	居宅介護支援	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	居宅介護支援	介護予防通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援	介護予防通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	



ケア株式会社	留市駅前	丁目十番八号	護 通所介護	
社会福祉法人 清長会	しあわせホー ム竜王	山梨県甲斐市篠原三 千番地一	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社正保	デイサービス だんだん	山梨県甲斐市竜王千 五百六十番地	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社上機 嫌	ヘルパーステ ーション上機 嫌	山梨県甲斐市下今井 二千九百七十七番地	介護予防訪問介 護 訪問介護	同
同	指定居宅介護 支援事業所上 機嫌	山梨県甲斐市下今井 二千九百七十七番地	居宅介護支援	同
同	通所介護事業 所上機嫌	山梨県甲斐市下今井 二千九百七十七番地	通所介護	同
株式会社山梨 コアラ	山なしこあら 指定通所介護 事業所	山梨県上野原市鶴島 五百八十九番地四	介護予防通所介 護 通所介護	同
同	山なしこあら 指定訪問介護 事業所	山梨県上野原市鶴島 五百八十九番地四	介護予防訪問介 護 訪問介護	同
同	山なしこあら 居宅介護支援 事業所	山梨県上野原市鶴島 五百八十九番地四	居宅介護支援	同
合同会社たか の	ケアプランた かの	山梨県中央市布施千 二百六十二番地一	居宅介護支援	同
社会福祉法人 シーアンドシ ー福祉会	居宅介護支援 事業所蓬の里	山梨県甲府市上阿原 町四百五十三番地一 昭栄不動産一階	居宅介護支援	平成二十六年 四月七日

公益社団法人 甲府市薬剤師 会	公益社団法人 甲府市薬剤師 会救急調剤薬 局	山梨県甲府市幸町十 四番地六	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十六 年四月十四 日
株式会社ケア プラン三郷	デイサービス みさと	山梨県西八代郡市川 三郷町大塚四千四百 五十九番地	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社ヴァ ティー	ケアステーシ ョンあさひ甲 斐西八幡	山梨県甲斐市西八幡 字西冷間二千三百二 十八番地	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社NA IKI	介護センター パートナー	山梨県笛吹市石和町 唐柏五百三十八番地 二	介護予防福祉用 具貸与 特定介 護予防福祉用具 販売 特定福祉 用具販売 福祉 用具貸与	同
社会福祉法人 善隣会	サテライト尚 古園デイサー ビスセンター	山梨県甲府市中央一 丁目十六番二号	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年四月二十 一日
合資会社ピノ キオふくしざ ーびす	ピノキオ訪問 看護ステーシ ョン	山梨県北杜市大泉町 西井出八千二百四十 番地九百五十五	介護予防訪問看 護 訪問介護	平成二十六 年四月二十 三日
医療法人楽々 堂	楽々堂丸の内 整形	山梨県甲府市丸の内 一丁目十五番九号一 階	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 介護予 防通所リハビリ テーション(み なし) 介護予 防訪問リハビリ テーション(み	平成二十六 年五月一日



医療法人石和温泉病院	株式会社石和P	合同会社矢澤	有限会社おんわ	同	社会福祉法人四葉会	ケアワークス有限会社			
石和温泉病院 デイサービス	甲州茶話本舗 デイサービス きらく亭	やざわ居宅介護 支援事業所	通所介護おんわ	短期入所生活 介護フォーリー プス甲府	デイサービス センターフォー リープス甲 府	デイサービス センター輝	山梨県甲府市下石田 二丁目七番十号	なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し） 訪問看護 （みなし）	同
山梨県甲府市右左口 町千二百六十番地一	山梨県中央市東花輪 千九百五十九番地四	山梨県大月市賑岡町 畑倉九百六十七番地	山梨県南巨摩郡身延 町下山九千八十一番 地一	山梨県甲府市東下条 町百七番地	山梨県甲府市東下条 町百七番地	山梨県甲府市下石田 二丁目七番十号	山梨県甲府市下石田 二丁目七番十号	なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し） 訪問看護 （みなし）	同
介護予防通所介 護 通所介護	通所介護	居宅介護支援	介護予防通所介 護 通所介護	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護	介護予防通所介 護 通所介護	通所介護	同		平成二十六 年五月八日

医療法人清水 医院	いざわ	山梨県甲府市下小河 原町二百九十三番地	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年五月九日
株式会社ライ フワーク	株式会社ライ フワーク	山梨県甲府市上阿原 町四百五十三番地一 昭栄不動産一階	介護予防福祉用 具貸与 特定介 護予防福祉用具 販売 特定福祉 用具販売 福祉 用具貸与	平成二十六 年五月十二 日
社会福祉法人 真正会	デイサービス いろは	山梨県都留市小野六 百三十二番地一	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社和八	居宅介護支援 事業所まごの 家	山梨県笛吹市一宮町 中尾千八十二番地	居宅介護支援	平成二十六 年五月三十 日

●平成二十六年度クリーニング師試験の実施  
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、ク  
リーニング師の試験を次のとおり実施する。  
平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十六年十月十六日（木）午前九時三十分

二 試験場所

甲府市朝気一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（びゅあ総合）

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
  - 2 公衆衛生に関する知識
  - 3 洗たく物の処理に関する知識
  - 4 洗たく物の処理に関する技能
- (-) 繊維の鑑別に関する技能

(二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能

四 受験資格

クリーニング業法第七条第三項に規定する者

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類(卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等)

(四) 写真(出願前六月以内に撮影した手札形(縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの)

2 受験手数料

七千円(受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

3 受験願書受付期間

平成二十六年八月十八日(月)から同月二十九日(金)まで(以下「受付期間内」という。)の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、受験願書の提出先に持参することを原則とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十六年十月二十四日(金)午前九時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 可否通知書の送付

受験者には、試験結果発表後に可否通知書を郵送する。

七 問い合わせ先

所 属	住 所	電 話 番 号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所) 衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―一三三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所(中北保健所峡北支所) 衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一―二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所(峡東保健所) 衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三―二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所(峡南保健所) 衛生課	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―一二一―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所) 衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―一九〇三三

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年七月七日

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

甲州市大和町木賊字井出沢六〇三の一、六〇三の二、三枝実 六〇三の三、六〇八の一、六〇八の二	上矢宝作、佐藤勝芳、佐藤茂、 高野勝平、高野貞雄
○の二	

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年四月十七日山梨県告示第百三十四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市一宮町神沢字籠袋三八一の一	古屋慶太郎

笛吹市一宮町土塚字戸沢一三九七の一、一三九七の二、三橋鉄男 二	志村憲彦
笛吹市一宮町土塚字奇沢一三八四、一三八五	志村幸男
笛吹市一宮町土塚字奇沢一三八一	薬師菴
笛吹市一宮町石字城平二二〇一	鈴木伊兵エ
笛吹市一宮町石字蔵沢二二八五、二二八六	三枝一高、里吉小市郎、里吉滝太郎、里吉イ、里吉留吉、里吉治助、里吉力男、古屋新甫、古屋七内、村松甲斐造、村松九右衛門、村松丈吉、村松惣兵衛
笛吹市一宮町金沢字彈正原一〇八一	

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年四月十七日山梨県告示第百三十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、

通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇八一	斎藤奥右エ門
笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇八五	伊藤六左エ門
笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇七五	共益株式会社
笛吹市御坂町大野寺字切久保二二一四	穴山専作
笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇三五の一、二〇三五の三、二〇三五の四	大槻惣平
笛吹市御坂町大野寺字切久保二二二〇	塚越直武
笛吹市御坂町大野寺字切久保二二三一	平井道則
笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五三	平井貞作、小林伴右エ門、斎藤種吉
笛吹市御坂町大野寺字ヲ子バ一八九四の一	天野みは、天野妙太郎、梶原美啓、梶原彦右エ門、加藤準次、加藤信、加藤宗興、加藤福平、加藤本五郎、弦間新作、小池岩四郎、小池儀八、小池今朝吉、小池源次郎、小池安平、小池良平、榊原正治、長沼兼次郎、長沼作太郎、長沼傳吉、長沼盛太郎、中野久次郎、古屋友市、和田セイ、長沼運平、長沼新吉

指定された目的	指定された保安林	指定された目的
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	笛吹市御坂町大野寺字切久保二二四〇	小林伴右エ門、斎藤種吉、上田良知、雨宮喜雄、雨宮茂市、雨宮時行、雨宮信富、雨宮多平次、雨宮艶蔵、雨宮兵甫、飯田高顕、岩間佐甫、岩間忠次郎、岩間豊造、上田浅右エ門、上田宇一郎、上田喜之助、上田藤吉、上田三五郎、上田善勝、上田壽明、上田よしの、荻野好之甫、荻野治三良、荻野莊平、荻野延平、荻野利作、北浦治策、北浦又兵エ、北浦和吉、倉田亀吉、倉田善助、御崎大善、斎藤忠兵エ、斎藤隆吉、志村周作、瀬戸喜一、瀬戸蝶重郎、平井勝太郎、平井義舉、平井喜平次、平井平三郎、平井平左衛門、平井保利、平井領造、平井君太郎、平岡國五郎、平岡弥助、平岡弥兵エ、松本海善、松山伊助、小林重左衛門、斎藤伊作
	笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五六	上田良知、雨宮芳範、荻野正吉、荻野ゆきの、倉田添二郎、平井保信
	笛吹市御坂町大野寺字切久保二二五一	雨宮泰平
	笛吹市御坂町大野寺字大山神二〇〇の一	塚越竹次郎
	笛吹市御坂町大野寺字切久保二二一八	岡村篤郎、岡村克子、岡村昌明、岡村稔、岡村康男、岡村洋子、小澤花世、水上秋野

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年四月十七日山梨県告示第百三十六号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番